

松戸市オリンピック・パラリンピック強化指定選手奨励金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松戸市スポーツ振興基金事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3条の規定に基づき、実施要綱第2条第1号の事業について必要な事項を定めるものとする。

(奨励金対象者)

第2条 奨励金の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 国が定める強化指定選手
- (2) 千葉県が定める強化指定選手
- (2) その他教育長が特に必要と認めた選手

(奨励金対象者の条件)

第3条 奨励金対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 松戸市内在住の選手
- (2) 松戸市内在勤の選手
- (3) その他教育長が特に必要と認めた選手

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、強化指定選手の対象となった年度のみとし、一人あたりの金額は別表1に定める額とする。ただし国及び千葉県が定める強化指定選手が重複した場合は上位の指定選手の奨励金の額を優先し、重複での交付は行わないものとする。また、差額が生じた場合はその差額の金額を交付するものとする。

(奨励金の申請)

第5条 奨励金の申請については、第1号様式、第2号様式に必要事項を記載し、教育長に提出しなければならない。

(奨励金の交付)

第6条 教育長は、奨励金の交付申請があったときは、申請にかかる書類等を審査し、適当と認めたときは奨励金を交付するものとする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

年 月 日

松戸市教育委員会教育長

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

連絡先 _____

松戸市オリンピック・パラリンピック強化指定選手奨励金交付申請書

松戸市オリンピック・パラリンピック強化指定選手奨励金交付要領第5条の規定により、
奨励金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 奨励金交付申請額 金 _____ 円

- 2 関係書類
- ・強化指定選手指定証の写し、または、強化指定を受けたことがわかる書類
 - ・その他必要な書類

松戸市オリンピック・パラリンピック強化指定選手奨励金交付金額

別表1

	金 額
国が定める強化指定選手	100,000円
千葉県が定める特別強化指定選手	100,000円
千葉県が定める基礎強化指定選手	30,000円